

(別添1) 企画提案書作成要領

企画提案書の作成に当たっては、「eスポーツによる地域コミュニティ活性化事業業務委託 仕様書」を理解したうえで、次の要領で作成すること。

1 共通事項

- (1) A4判又はA3判（A3判の場合は、折り込みを必要とする）両面可、50ページ以下とする。
- (2) 正本は、①「企画提案書鑑（様式4）」（住所、会社名及び代表者名・担当者名を記載し、押印すること）②「企画提案書（任意様式）」③「見積書（様式5）」（住所、会社名及び代表者名を記載し、押印すること）④「内訳書（様式5-2）」（会社名を記載すること）⑤「明細書（様式5-3）」（会社名を記載すること）の順番で綴ること。
- (3) 副本は、①「企画提案書（任意様式）」②「見積書（様式5）」（金額のみ記載し、住所、会社名及び代表者名を記載せず、押印もしないこと）③「内訳書（様式5-2）」（会社名を記載しないこと）④「明細書（様式5-3）」（会社名を記載しないこと）の順番で綴ること。
- (4) 「企画提案書（任意様式）」には、「正本」「副本」どちらにも、会社名（略称を含む）、住所、社章等の会社名が分かる記載をしないこと。
- (5) 正本1部、副本4部を作成し、合計5部提出すること。

2 提案書の構成等

以下に示す順に項目を明記して作成するものとし、各項目において重複する内容は、引用するなどして極力省略するとともに、分かりやすい表現とすること。

3 提案書項目

- (1) 会社の概要について
 - ①企業理念、業務内容等
企業理念、業務内容、資本金、従業員数、創業年月日等について明確に記載すること。
 - ②業務実績
国、又は地方公共団体等における本業務と同様の受託実績について具体的に明記すること。
- (2) 事業実施の方針について
 - ①事業方針
本業務の趣旨及び仕様書を理解し本業務に対する方針を記載すること。
 - ②事業計画
別紙「eスポーツ仕様書別紙（事業展開計画表）」を参照し、本仕様書等を十分に理解した上で、本業務が円滑に実施できるような、計画書（スケジュール）について記載すること。
- (3) 運営実施体制について
 - ①本業務の実施体制
本業務に従事する人員及び体制（担当者等の配置状況）について記載すること。
 - ②イベント時の人員体制
本仕様書（2）～（6）に記載する業務を実施するにあたり、業務ごとの人員体制、スタッフの確保及び配置状況、管理方法について記載すること。

③個人情報の管理

本町から提供された個人情報等の管理方法について記載すること。

(4) 企画内容について

①現状分析

これまで本町で実施した事業の状況を詳細に把握し、現状分析・提案を行う手法があるか記載すること。また、事業ニーズや他自治体での取り組みなど、基本的な情報の収集方法について記載すること。

②人材育成

I) 健康ゲーム指導士等の人材育成に効果的な講座の開催方法について記載すること。また資格取得後のレベルアップを目的とした講座の開催方法についても記載すること。

II) 健康ゲーム指導士等を地域に導入するための工夫について記載すること。

③健康ゲーム講座

I) 高齢者の生きがいづくりや介護予防に繋がるような講座の開催方法について記載すること。

II) 健康ゲーム指導士等による自主的な健康ゲーム講座を本仕様書に記載の所定回数以上開催ができる創意工夫について記載すること。

④地域間交流会

地域間オンライン交流の機会の創出を主な目的とし、オンライン等による新たな交流や e スポーツの活用の可能性がひろがるような仕組みについて記載すること。

⑤e スポーツイベント

I) 世代等を問わず、多くの町民が e スポーツを体験・体感できるようなイベント内容について記載すること。

II) ゲームに対する抵抗意識がある方や、無関心層の参加を促進させ、理解を深められるような工夫について記載すること。

⑥事業全体

I) 本業務の目的である e スポーツ事業の地域での自走化に向けた仕組みや、自主的な地域活動の活性化を行うための工夫について記載すること。

II) 各業務に合わせたアンケート調査等を行い、分析することで、 e スポーツの活用方針、活用効果に重点をおいた、 e スポーツの活用の可能性を検証する仕組み・工夫について記載すること。

(5) 独自提案

仕様書に記載のない事項で、目標達成に効果的と思われる独自提案があるか記載すること。

(6) 価格提案

見積書は、「見積書（様式5）」を用い、社名及び代表者名を記載し、押印すること。「見積書（様式5）」の内訳を「内訳書（様式5-2）」「明細書（様式5-3）」にできるだけ詳細かつ具体的に記載すること。なお、見積価格は、提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならないものとする。